

## 第3回兵庫県規制改革推進会議次第

日 時 平成30年11月22日(木) 10:00～12:00

場 所 兵庫県本庁舎3号館6階 第1委員会室

### 1 開 会

### 2 議 題

#### (1) 審議事項

- ① 県・市町の条例等による規制に関する事項
- ② 県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項
- ③ 国の法令等による規制に関する事項
- ④ 第2回会議で継続審議となった事項

#### (2) 今後の進め方について

### 3 その他

### 4 閉 会

#### 【配付資料】

資料1-1	規制改革に関する提案一覧
資料1-2	平成30年度第3回兵庫県規制改革推進会議新たな審議項目
資料2-1	県・市町の条例等による規制に関する事項(個表)
資料2-2	県・市町の条例等による規制に関する事項(参考資料)
資料3	県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項
資料4	国の法令等による規制に関する事項
資料5-1	第2回会議で継続審議となった事項等
資料5-2	第2回会議で継続審議となった事項等(参考資料)

### 第3回兵庫県規制改革推進会議 出席者名簿

#### 1 委員

氏名	所属・役職	出欠	代理者
中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科教授	出席	
三輪 康一	神戸大学名誉教授	欠席	
三原 修二	兵庫県経営者協会会長	出席	
辻 芳治	日本労働組合総連合会兵庫県連合会会長	出席	
藤本 和弘	兵庫県農業会議会長	出席	
中後 和子	学校法人和弘学園理事・明舞幼稚園長 公益財団法人兵庫県青少年本部評議員	出席	

#### 2 オブザーバー

氏名	所属・役職	出欠	代理者
金澤 和夫	兵庫県副知事	出席	
藤原 保幸	兵庫県市長会会長	欠席	
庵道 典章	兵庫県町村会会長	代理出席	次長兼総務課長 横山 雅子



1 県・市町の条例等による規制に関する事項 6 項目（6 件）

	提案事項	提案者	所管部局等	所管部局の考え方
(1)	下水道終末処理施設における生物化学的酸素要求量に係る排水基準	神戸市	県水大気課	見直しを検討（瀬戸内海の水質改善の状況に加え、栄養塩管理運転を実施している観点から見直しを検討する）
(2)	民泊事業に対する営業期間及び事業実施地域等の制限	兵庫県建築士会	県生活衛生課、都市計画課	現行制度で対応（県条例では、市町長の申し出により事業実施を制限する区域等を解除又は緩和が可能。180 日以内の規制の撤廃については、法の施行から日も浅いため今後の国の動向を見守る）
(3)	一定規模以上の幼稚園、認定こども園等の緑化基準	兵庫県建築士会	県都市政策課	現行制度で対応（規定の方法を見直し）（取扱指針に基づき、空地面積の算定では運動場の面積を除外する弾力的な運用を実施しているが、施行規則に規定し取扱いの更なる周知を図る）
(4)	障害者相談員への障害者情報の提供	兵庫県身体障害者福祉協会	県障害福祉課	現行制度で対応（障害者相談員の運用は市町に移譲されており、身体障害者相談員への障害者の情報提供は、個人情報保護法等の関係法令も踏まえ、各市町で判断されるものである）
(5)	1ha 以上の開発行為を行う場合の調整池設置義務	西宮市	県総合治水課	対応不可（開発行為により浸水被害の可能性が高まる場合には、重要調整池の設置が必要であり案件ごとに設置の必要性の検討が必要）
(6)	宝塚市都市計画区域の建ぺい率、路上渡り廊下設置基準等	兵庫県民間病院協会	宝塚市	（用途地域の見直し）現行制度で対応（県基本方針との整合に留意し、市の見直し方針を策定し見直しを進めている。容積率の緩和は、総合設計制度の活用により可能） （道路上の渡り廊下等の設置）現行制度で対応（原則として道路上に渡り廊下等は設置できないが、市が定めた基準に適合することが認められた場合は設置が可能）

2 県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項 7 項目（7 件）

	提案事項	提案者	所管部局	所管部局の考え方
(1)	入札参加資格審査申請時の納税証明書の省略	兵庫県行政書士会	県税務課、契約管理課、出納局管理課等	見直しを検討（県民サービス向上の観点から、納税証明書の添付省略について担当課で調整の上検討する）
(2)	指定障害福祉サービス事業に係る指定申請書類の明確化	兵庫県行政書士会	県ユニバーサル推進課	対応を検討（地域事情が異なるため各自治体の取扱いを統一するのは難しいが、県市の打合せにより、必要となる根拠書面等をどの程度必要とするのか等、考え方の調整等の対応を検討する）
(3)	土砂埋め立て許可の標準処理期間の短縮	兵庫県行政書士会	県環境整備課	現行制度で対応（技術的助言や事業者からの説明等から一定の審査期間が必要であるが、小規模の案件については、実際には 3 週間程度で許可している）
(4)	姫路市開発事業の事業計画の事前申請の簡素化又は撤廃	兵庫県行政書士会	姫路市	対応不可（事前申請時に、開発事業への該当を確認することは、該当、非該当を迅速に判定し、非該当の事業者の事業促進も図られる上、都市計画法違反の事例の減少にも寄与）
(5)	風営法に基づく許可申請の現地調査事務処理（期間）の見直し	兵庫県行政書士会	兵庫県警	現行制度で対応（実地調査の日程は、調査対象設備等が整った段階で、申請者と調整しており、遠隔地であることを理由として実地調査までの期間を要することはない）
(6)	市町が発行する身分証明書（禁治産等の宣告、破産に関する通知等）の手数料の軽減	兵庫県行政書士会	事務局	対応不可（身分証明に係る事務は、法律による根拠がなく、各市町の判断により慣行的に行われており、取り扱いについて県下で統一の方針を示すことは難しい）
(7)	福祉のまちづくり条例に基づく適合審査権限の市町からの引き上げ	たつの市	県都市政策課	対応不可（バリアフリー法に基づき一定規模以上の建築行為等については、基準適合の実効性を高めるため、建築確認制度と連動させ、建築確認の中で審査を実施している）

### 3 国の法令等による規制に関する事項 4項目（4件）

	提案事項	提案者	所管部局	所管部局の考え方
(1)	建築基準法改正(H30.6.27公布)に伴う用途変更の際の届け出の義務化	兵庫県建築士会	県建築指導課	<b>対応不可</b> （法施行前(公布後1年以内)であること、また建築確認申請の要否に関わらず、建築士の適切な業務執行が期待されることから新たな規制は現段階では不要である）
(2)	小規模建築物を宿泊施設とする場合の取扱いの柔軟化	兵庫県建築士会	県建築指導課	<b>対応不可</b> （十分に安全確保の検証ができないソフト対策だけでは宿泊施設の安全性が担保できない。防火安全対策等のソフト対策のみをもって、用途変更を不要とすることは、適当でない）
(3)	企業立地を促進するための農業振興地域除外要件の緩和	事務局	県産業立地室、総合農政課	<b>国へ提案を検討</b> （区画整理、農用地の造成等の土地改良事業（面整備）完了後8年を経過していない土地に関しても、農用地区域から除外できるよう、国への要望について検討する）
(4)	六甲山における建築物等の新築、改築、増築等に関する各法規制の緩和	事務局	県地域遺産課等	<b>今後の対応を検討</b> （六甲山再生委員会において議論が進められている六甲山地域の規制緩和について、動向を注視し、当該委員会での結論等については当会議においても報告する）

## 議題 1 下水道終末処理施設における生物化学的酸素要求量に係る排水基準

根拠法令等	(県) 水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の排水基準に関する条例
規制の目的	
<p>水質汚濁防止法は、汚水又は廃液を排出する施設(特定施設)を設置する特定事業場から公共用水域へ排出される水を規制すること等によって、公共用水域の水質の汚濁の防止を図るとしており、特定事業場から排出される排水に同法第3条第1項に基づき、国により排水基準が定められている。</p>	
規制の状況	
<p>水質汚濁防止法第3条第3項では、「都道府県は、当該都道府県の区域に属する公共用水域のうちに、その自然的、社会的条件から判断して、第1項の排水基準によっては人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でない認められる区域があるときは、その区域に排出される排水の汚染状態について、政令で定める基準に従い、条例で、同項の排水基準にかえて適用すべき同項の排水基準で定める許容限度より<u>厳しい許容限度を定める排水基準を定めることができる。</u>」とされており、兵庫県も当該規定に基づき上乗せ排水基準を定めている。</p> <p>水質汚濁防止法の特定施設である下水道終末処理施設からの排水について、生物化学的酸素要求量※の排水基準は最大 160mg/L、日間平均 120mg/L(海域・湖沼への直接放流を除く)と定められているが、県条例により最大 25mg/L、日間平均 20mg/L(海域・湖沼への直接放流も含む)とより厳しい排水基準を定めている。</p> <p>※生物化学的酸素要求量(BOD)・・・水の汚れを表す代表的な指標。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費する酸素の量。数値の値が大きいほど汚れの度合いが高い。</p>	
論点	
提案者 (神戸市)	条例等所管団体 (水大気課)
<p>下水処理施設は、近年処理能力が向上しており、これに伴い窒素除去に寄与するアンモニア酸化細菌が多く生息する状況となっている。処理水にアンモニア及び、アンモニア酸化細菌が残存すると、アンモニア由来の BOD が大きく観測され、基準値を超える恐れがあるため、栄養塩管理運転を中止してアンモニア性窒素の抑制等を図らねばならないことがしばしば生じている。</p> <p>瀬戸内海海域の下水道終末処理施設については、県条例による BOD の上乗せ基準の撤廃が望ましい。</p> <p>(参考)</p> <p>下水道終末処理施設からの排水については、下水道法で、生物化学的酸素要求量の排水基準の上限値が 15mg/L とされている。(罰則規定なし)</p> <p>この法律によるにおける BOD の測定方法の見直しについて、国に対して市から働きかけを行っている。</p>	<p><b>【見直しを検討】</b></p> <p>昭和 49 年当時、瀬戸内海の水質汚濁が深刻な状況にあったことから、瀬戸内海の水質汚濁環境基準を達成できない状況等を勘案し、同条例を制定した。</p> <p>一方で、現在は瀬戸内海の水質が大幅に改善され、アンモニア等の窒素、りん濃度が著しく低下したことにより、水産資源への影響が生じているとの懸念があることから、窒素、りんの適切な管理を図るため下水処理場で栄養塩管理運転を推進しており、その観点から当該基準の見直しを検討する。</p> <p>国交省に対して、豊かな海の実現に向けて下水処理場からの窒素及びりんが適切に供給できるよう技術的な支援などの要望を行っている。</p>

## 議題 2 民泊事業に対する営業期間及び事業実施地域等の制限

根拠法令等	(国)住宅宿泊事業法、旅館業法、都市計画法、建築基準法、消防法 (県)住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例	
規制の目的		
<p>住宅宿泊事業を営む者に係る届出制度並びに住宅宿泊管理業を営む者及び住宅宿泊仲介業を営む者に係る登録制度を設けることにより、これらの事業を営む者の業務の適正な運営を確保しつつ、国内外からの観光客等の宿泊に対する需要に的確に対応して来訪及び滞在を促進する。</p> <p>また、条例制定により、地域の特性に応じた住宅宿泊事業の適正な運営を確保する。</p>		
規制の状況		
<p>民泊需要の高まりを受け、適正な民泊営業が行われるよう住宅宿泊事業法が施行され、これに伴う旅館業法改正により、客室の最低床面積や構造設備基準が緩和されるなど、民泊に関する法整備が進んでいる。</p> <p>住宅宿泊事業法では、民泊は建築基準法上の住宅用途のまま営業が可能であるが、消防法上の防火対象物としては宿泊施設として位置づけられる(ただし、家主居住型で宿泊室の床面積の合計が 50 m<sup>2</sup>以下となるときは住宅)。</p> <p>また、住宅宿泊事業法において民泊の営業期間が最大年間 180 日までに制限されており、加えて県条例により住居専用地域・田園住居地域内での民泊を禁じるなど規制が強化されている。</p>		
論点		
提案者 (兵庫県建築士会)	条例等所管団体 (生活衛生課・都市計画課)	
<p>旺盛な宿泊需要の受入れ、既存住宅の空き家対策、古民家等良好な住宅ストックの有効活用を達成するためには、①民泊と簡易宿所を用途により棲み分け、どこにどのような施設を立地していくのか検討を進める必要がある。</p> <p>そのためには②住宅宿泊事業法による営業を年間 180 日以内とする規制の撤廃や、県条例で規制されている住居系地域での民泊の規制緩和、あるいは③簡易宿所等の立地に影響を与える都市計画そのものの見直しも検討するべきではないか。</p>	<p><b>【現行制度で対応】</b></p> <p>《① 民泊と簡易宿所の棲み分け等》</p> <p>民泊は、個人の住居としての使用を前提とした住宅を活用するものであることから、宿泊させる日数が年 180 日以内で、県・保健所設置市へ届出が必要である。</p> <p>一方、簡易宿所は、「宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設」で、宿泊させる日数に制限がなく、民泊施設に比べ浴槽等の衛生基準等も厳しく定められ、県・保健所設置市の現地確認等による許可制となっており、民泊施設と簡易宿所は制度上棲み分けがされている。</p>	
<p>《② 住宅宿泊事業法や県条例による規制の緩和》</p>		
<p>住宅宿泊事業法による 180 日規制の撤廃に関しては、法施行後3年を経過した場合、状況に応じ、必要な措置を講ずる旨が規定されており、まだ法施行から日が浅いことを踏まえ、今後の国の動向を見守りたい。</p>		
<p>本県においては、民泊に起因する騒音、近隣住民とのトラブル等の発生による県民の生活環境の悪化を防止するため、住居専用地域等民泊を制限する区域や近隣住民への事前説明等民泊を営む者が講ずべき措置などを条例で定めているが、条例第2条第3項で、市町長の申し出により制限する区域等を解除又は緩和することができるとしており、地域の実情に応じ、柔軟に対応できる仕組みとしている。</p>		
<p>《③都市計画の見直し》</p>		
<p>市町が都市計画で定める用途地域について、民泊や簡易宿所の立地のみを目的とする変更は適当ではなく、都市全体にわたる都市機能の配置及び密度構成の観点から検討し、地域ごとの市街地の将来像に合致すると判断した上で定めるべきものであると考える。</p>		

### 議題3 一定規模以上の幼稚園、認定こども園等の緑化基準

根拠法令等	(県) 環境の保全と創造に関する条例								
規制の目的									
<p>建築物の屋上や壁面、敷地の緑化は、緑化可能地が限られた都市部において、ヒートアイランド現象の緩和等に効果を有する総合的な緑化を進めていく上で重要な役割を果たす。そのため、条例によって緑化に関する義務やその実効性を確保する計画の届出、勧告及び公表について制度化を図り、建築物及びその敷地の緑化を推進している。</p>									
規制の状況									
<p>環境の保全と創造に関する条例(以下「環境条例」という。)第 118 条の2において、市街化区域内の敷地面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の建築物の敷地について緑化義務を定めており、幼稚園、認定こども園等を新築等する場合には、その敷地について「空地面積の 50 パーセント以上」の緑化が求められる。</p>									
<p>環境条例施行規則別表第 17(抜粋)</p>									
<p>2 建築物の敷地の緑化基準</p>									
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">建築物の敷地の区分</th> <th style="width: 50%;">緑地の面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">建築物(住宅、特定工場等及び工場立地法第6条第1項に規定する特定工場を除く。)の敷地で敷地面積が 1,000 平方メートル以上のもの</td> <td>新築、改築又は増築に係る建築物の敷地の場合</td> <td>空地面積の 50 パーセント以上とすること。</td> </tr> <tr> <td>既設の建築物の敷地の場合</td> <td>空地面積の 20 パーセント以上とすること。</td> </tr> </tbody> </table>	建築物の敷地の区分	緑地の面積	建築物(住宅、特定工場等及び工場立地法第6条第1項に規定する特定工場を除く。)の敷地で敷地面積が 1,000 平方メートル以上のもの	新築、改築又は増築に係る建築物の敷地の場合	空地面積の 50 パーセント以上とすること。	既設の建築物の敷地の場合	空地面積の 20 パーセント以上とすること。		
建築物の敷地の区分	緑地の面積								
建築物(住宅、特定工場等及び工場立地法第6条第1項に規定する特定工場を除く。)の敷地で敷地面積が 1,000 平方メートル以上のもの	新築、改築又は増築に係る建築物の敷地の場合	空地面積の 50 パーセント以上とすること。							
	既設の建築物の敷地の場合	空地面積の 20 パーセント以上とすること。							
<p>備考 2 「空地面積」とは、敷地面積から当該敷地面積に建ぺい率を乗じて得た面積を控除した面積をいう。</p>									
論点									
提案者 (兵庫県建築士会)	条例等所管団体 (都市政策課)								
<p>幼稚園、認定こども園等の用途において 1,000 m<sup>2</sup>を超える場合、環境条例の緑化基準を充足させるのが困難な場合があり、トラック等の運動用地や遊具及び、これに必要な安全隔離の確保に支障が生じる場合がある。</p> <p>立地の状況等に応じて、緑化基準が緩和できれば、幼稚園、認定こども園等では、大都市部でも園庭の確保がしやすくなり、要望の高い地域でより多くの園児受け入れが可能となる。</p>	<p><b>【現行制度で対応(規定の方法を見直し)】</b></p> <p>学校等(幼稚園、認定こども園等を含む)では、緑化基準に定める「空地面積」の算定において敷地面積から運動場の面積を除くことができるよう取扱い指針を定め、弾力的な運用により対応している。</p> <p>今後、より明示性を高めるため、当該内容を環境条例施行規則に規定するとともに、ホームページ等により当該取扱いのさらなる周知を図る。</p>								



## 議題 4 障害者相談員への障害者情報の提供

根拠法令等	(国) 民生委員法、身体障害者福祉法 (市町) 障害者相談員設置要綱
規制の目的	
<p>民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めている。</p> <p>障害者相談員は、市町から委嘱され、身体障害者の福祉の増進を図るべく、身体障害者の相談に応じ、その人の更生のために必要な援助を行っている。</p>	
規制の状況	
<p>民生委員・児童委員には、場合に応じてその地域のどこに障害者がいるのかなど、障害者に関する情報提供がされ、訪問による支援が可能となっている。</p> <p>一方、市町が定める要綱等に基づき運用される障害者相談員には、地域のどこに障害者がいるのか等の情報が提供されず、障害者本人から相談の申し出があった場合の対応となっている。</p> <p>民生委員・児童委員は、民生委員法第 15 条により、守秘義務が規定されている。</p> <p>障害者相談員は、身体障害者福祉法第 12 条の 3 により、守秘義務が規定されている。</p>	
論点	
提案者（兵庫県身体障害者福祉協会）	条例等所管団体（障害福祉課）
<p>障害者相談員が障害者の相談活動を行おうとしても、市町のどこにいるのかわからず、困っていることは無いかなど、相談に乗ることができない状況にある。</p> <p>障害者相談員に対しても、民生委員同様に障害者の情報が提供されれば、相談を必要とする人への働きかけの強化につながる。</p>	<p><b>【現行制度で対応】</b></p> <p>個人に関する情報で、特定の個人が識別され得るものは個人情報保護法等の法令によりその取り扱いが厳密に定められている。特に障害等に関する情報は要配慮個人情報とされており、本人の同意があるとき又は、法令等に定めがあるとき以外には第三者へ情報を提供することができない。</p> <p>障害者相談員は都道府県事業として県が委嘱していたが、平成 24 年度より、「住民に最も身近な基礎自治体が地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるようにすることが必要不可欠」との考え方から、交付税措置と併せて市町へ移譲されている。</p> <p>市町移譲にあたっての考え方から、身体障害者相談員への障害者の情報提供については、個人情報保護法等の関係法令も踏まえた上で、各市町で判断されるものとする。</p>

議題5 1ha以上の開発行為を行う場合の調整池設置義務

根拠法令等	(県) 総合治水条例
規制の目的	
<p>近年、本県は平成16年台風第23号、平成21年台風第9号、平成23年台風第12号、第15号など、甚大な被害をもたらす災害に見舞われてきた。このように、台風に伴う大雨や局地的な大雨が多発しており、また、開発や高度な都市化が進行し大きな被害が生じやすくなっていることから、条例を制定し、従来の河川下水道対策に加え、流域対策、減災対策を組み合わせ実施する総合治水を、県、市町及び県民が協働して推進する。</p>	
規制の状況	
<p>降雨による浸水の発生を減少させるため、流域内において雨水を一時的に貯留するなどの流域対策について、県、市町及び県民の協働のもと取り組むこととしている。</p> <p>土地の形質を変更する行為(以下「開発行為」という。)をしようとする者は、当該開発行為により浸水による被害を発生させる可能性が高まると認められる場合、調整池を設置する努力義務がある。そのうち、規模が1ha以上の開発行為をしようとする者は、技術的基準に適合する調整池(以下「重要調整池」という。)を設置しなければならない。あらかじめ設置計画等を届け出なければならない。</p>	
論点	
提案者 (西宮市)	条例等所管団体 (総合治水課)
<p>条例により、既成市街地で行う土地区画整理事業において、通常の減歩以外に調整池設置のための用地及び費用確保が必要となり、地権者の負担が多くなるため事業化が困難となる可能性がある。</p> <p>一方、施行区域には既に土地利用が図られている宅地が多くあることから、事業により雨水の流出量が著しく増加するとは考えにくく、特に既成市街地における土地区画整理事業における条例適用は妥当性に欠けると思われる。</p> <p>例えば土地区画整理事業において、各市町の既設の雨水計画に基づき施行する場合は適用しない、若しくは適応する場合でも、用地費用相当分及び築造費用相当分を公共管理者負担金として県が負担する等の措置を講じることができないか。</p>	<p><b>【対応不可】</b></p> <p>開発行為による浸水被害の可能性を低減させるために、雨水の流出増を抑制する重要調整池の設置が義務づけられている。設置の要否については、施行規則第2条及び別表に基づき、雨水の流出増の有無により判断している。</p> <p>一方、市が独自に定めた雨水計画は、雨水を速やかに排除する計画であることから、総合治水条例とは目的が異なり、当該計画のみでは雨水を貯留すること等によって流出増を抑制することが担保されていない。</p> <p>県条例の除外規定では、県条例と同等以上の内容を規定する条例を制定する市町についてのみ、除外ができることとしている。</p> <p>また、財政措置については、県、市町又は県民の別なく開発者の義務としており、開発者の負担により重要調整池を設置するべきものである。</p> <p>なお、個別の土地区画整理事業については、開発行為に伴う雨水流出増の有無により重要調整池の設置の要否を判断し、設置が必要と認められる場合には、「重要調整池の設置に関する技術的基準」に基づき、案件ごとに内容を審査のうえ、重要調整池の計画規模を検討している。</p>

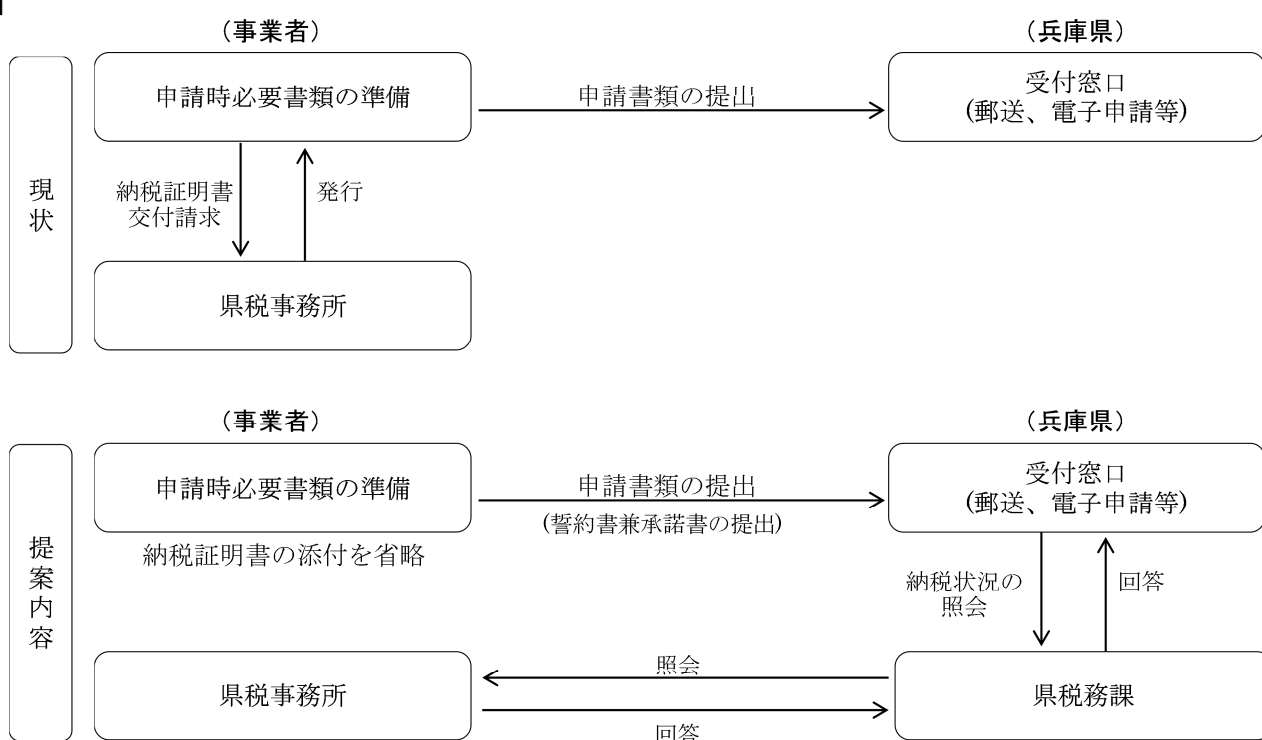
## 議題6 宝塚市都市計画区域の建ぺい率、路上渡り廊下設置基準等

根拠法令等	(国) 都市計画法、建築基準法、道路法 (市) たからづか都市計画マスタープラン等
規制の目的	
<p>市の都市計画は、都市計画法第 18 条の 2 に基づき、市の将来都市像を実現するための基本的な方針を定めた都市計画マスタープランに基づき進めている。宝塚市の都市計画マスタープランでは、総合計画の将来都市像を実現することを目標とし、「市民と自然環境と歴史がつくり出す魅力ある文化都市」を都市空間イメージとして掲げ、これまでの都市づくりのコンセプトの継承を基本としながらも、新たな観点を付加し、「庭園都市～環境と共生するまち～」、「居住文化創造都市～ふれあいのあるまち～」、「芸術レクリエーション都市～交流のあるまち～」を都市づくりのコンセプトとして定め、コンパクトなまちづくりへの転換と生活者重視などの視点でまちづくりを進めるとしている。</p> <p>宝塚市は、市街地を 11 種類の用途地域に指定し、都市公共施設と建築物の容量とバランスのとれた都市の建設を誘導し、生活環境の保全と、商工業の維持増進を図っている。</p>	
規制の状況	
<p>用途地域は、「阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」に基づくとともに「第5次宝塚市総合計画後期基本計画」、「たからづか都市計画マスタープラン 2012」における市の基本的な方向性を踏まえ見直しが行われる。直近では平成 29 年度に 7 回目の用途地域の見直しが行われたところである。</p> <p>都市計画により、第一種中高層住居専用地域の建ぺい率は 60%、容積率は 200%となっている。</p> <p>また、建築基準法第44条により、道路上に渡り廊下や庇等は設置することができない。 (同条ただし書及び同条第1項第4号の規定により特定行政庁が許可したものについては道路上に設けることができる。)</p>	
論点	
提案者 (民間病院協会)	条例等所管団体 (宝塚市)
<p>地域の中核病院として救急受け入れを行い、安心ある医療を提供するためにも、現敷地で昭和時代の建物の建替えを行いたいが、第一種中高層住居専用地域のため、建ぺい率や容積率が制限されている。現敷地において建替えが行えるよう、用途地域の変更(容積率の緩和)ができないか。</p> <p>また併せて、道路上の渡り廊下の架け替えもできるようにしてほしい。</p> <p>病院の建替えができれば、耐震化により更に安心感のある医療提供と、地域医療への貢献が可能となる。</p>	<p><b>【(用途地域の見直し)現行制度で対応】</b></p> <p>用途地域の見直しは、県の「用途地域等見直し基本方針」との整合に留意しながら、市の見直し方針を策定し進めている。見直しの対象地区は、土地利用計画の具現化などが対象であり、敷地単位での変更は行っていない。</p> <p>容積率制限の緩和は、敷地内に公開空地を設ける総合設計制度※を活用し、本市の定める要領に基づき敷地の条件等を満たす場合は活用が可能となるので、相談いただきたい。</p> <p>※総合設計制度：一定割合以上の公開空地等を確保する建築計画について、建築審査会の同意を得て、容積率の制限等を緩和する制度</p> <p><b>【(道路上の渡り廊下等の設置) 現行制度で対応】</b></p> <p>原則として道路上に渡り廊下等は設置できないが、特定行政庁が許可したものについては設けることが可能である。本市では、国の定める基準への適合や、本市建築審査会の同意を得たものであること等の基準を定め、これらの基準に適合することが認められた場合に許可をしている。</p>

## 議題1 入札参加資格審査申請時の税納税証明書の省略

根拠法令等	(県) 入札参加資格審査申請要領等
手続きの内容	
<p>入札参加資格の審査申請においては、申請者が、申請しようとする県や市の納税証明書を取得し、添付する必要がある。</p> <p>入札参加資格審査申請に関する申請期間、申請項目、添付書類等については、各自治体で要領等によって定められている。</p>	
論点	
提案者 (県行政書士会)	所管部局 (税務課、契約管理課、出納局管理課等)
<p>国税以外に各自治体の納税証明書も別途有償で取得する必要があり、資格審査申請に係る手間が煩雑である。</p> <p>神戸市では既に実施されているが、税の未納がない旨ならびに納税状況に関して自治体側で調査することに同意する旨の書類に申請者が押印することで、納税証明書の添付を省略できれば、申請者の負担が軽減される。</p> <p>また、申請書の記入箇所のうち、県及び各市町で記入情報が共通する部分は様式の共通化を検討願いたい。</p>	<p><b>【見直しを検討】</b></p> <p>県民サービス向上の観点から、申請者が、誓約書兼調査に同意する旨の承諾書を提出することにより、納税証明書の添付を省略することを検討したい。</p> <p>検討に当たっては、関係課の調整が必要となるため、協議を進めた上で年内中に方針を固め、次回会議で報告する。</p> <p>なお、様式の共通化については、政府の規制改革推進会議において経団連等の提案を踏まえ議論されており、審査に要する項目や添付書類を整理し、標準様式の作成等について、今年度中に工程表を定めて検討を進めることとされていることから、引き続き国の動向を注視したい。</p>

## 【参考】



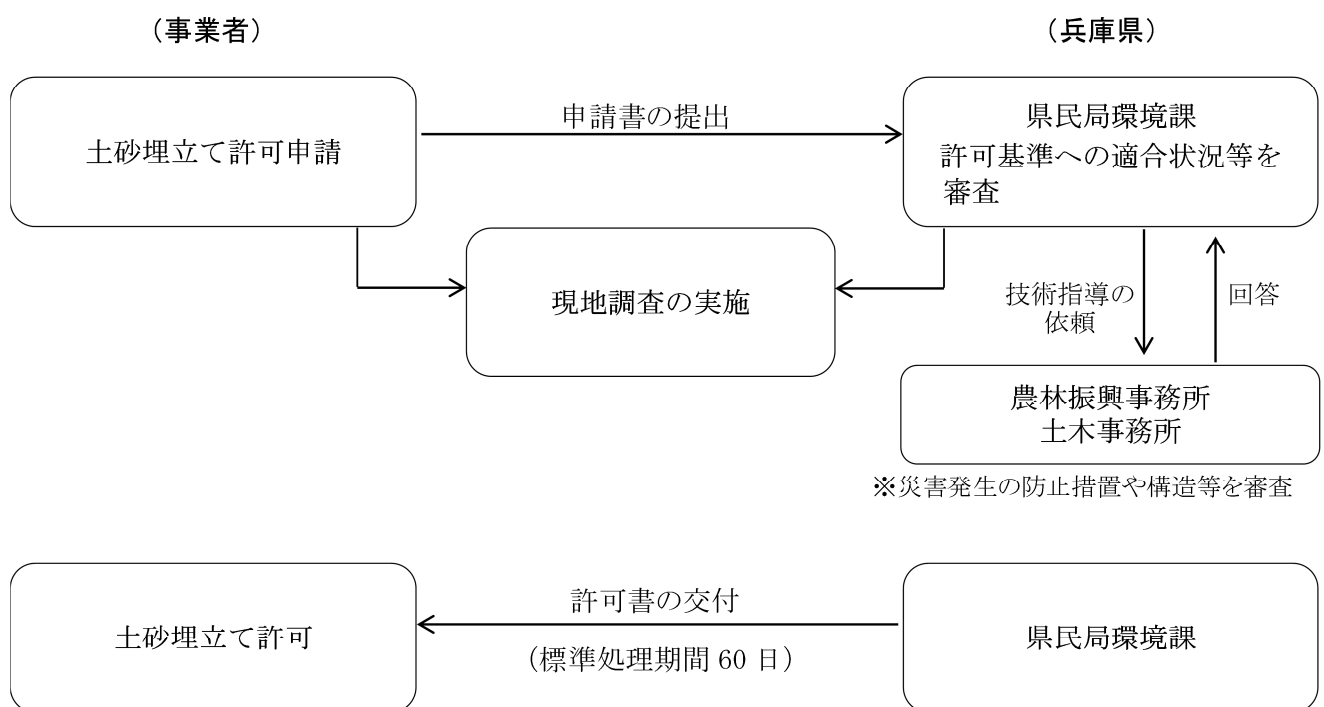
## 議題 2 指定障害福祉サービス事業の指定申請時の根拠書類等の明確化

根拠法令等	(県) 障害福祉サービス事業指定申請のてびき
手続きの内容	
<p>障害者の就労継続支援等の障害福祉サービス事業所の指定に関して、政令指定都市、中核市ではそれぞれの市に指定権限があり、それ以外の市町域については県が指定を行っている。</p> <p>給付金等を支えに新規参入した業者の倒産により障害者の大量解雇が増えているとの報道もあり、当該事業を行う際の申請書類については、国の事務連絡等に基づき県、政令指定都市、中核市が地域の実情に応じ様式等を定め、審査を行っている。</p> <p>県では、国の様式例を様式として定め、県ホームページに提出すべき書類の様式及び記入例等を掲載しており、各市も同様にホームページで必要様式等を掲載している。</p>	
論点	
提案者 (県行政書士会)	所管部局 (ユニバーサル推進課)
<p>提出を求められる事業計画や収支予算書に関連して、その計画等の説明として求められる根拠資料(例:製造見積書等)が事前に示されておらず、自治体によっても求められる水準が異なるため、準備ができない。</p> <p>県、政令指定都市、中核市でこれらの根拠資料等が統一され、事前に明示されていれば、どのような資料の準備が必要なのかがわかり、指定手続きの手戻りを防ぐことができる。</p>	<p><b>【対応を検討】</b></p> <p>指定に係る権限は都道府県、政令指定都市、中核市それぞれにある。必要書類については事業を営む地域における条件(人口、年齢構成、競合店の有無等)が異なることから、この取り扱いを完全に統一するのは難しい。</p> <p>県内政令指定都市、中核市とは、国担当課の解釈通知や疑義照会を踏まえ、県内で統一した取扱いを行うよう努めるとともに、根拠資料の準備が事前にできないとされる一部市においては事前協議等の場で、説明を尽くすよう打合せ等を行っていく。</p> <p>また、県市での打合せにおいては、これまでに指定した事案について、収支予算書の見方等の事例研究や、根拠資料等をどの程度必要とするのかといった考え方の調整を行う等の対応を検討したい。</p>
This area is currently empty in the provided image	

### 議題3 土砂埋め立て許可の標準処理期間の短縮

根拠法令等	(県) 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例
手続きの内容	
<p>土砂埋立て等を行う事業のうち、土砂埋立て等に供する区域の面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上であり、かつ、土砂埋立て等を行う前の地盤面の最も低い地点と土砂埋立て等によって生じた地盤面の最も高い地点との垂直距離が1m を超えるものを「特定事業」としている。</p> <p>この特定事業を行おうとする者は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>許可申請書を受理してから、許可を行うまでの標準処理期間を 60 日と定めている</p>	
論点	
提案者 (県行政書士会)	所管部局 (環境整備課)
<p>許可を要する特定事業のうち、比較的小規模な事業区域では、事業実施の期間が短期間であることから、許可の標準処理期間(60 日)では、許可までに時間がかかり、事業の計画が実施出来ない場合がある。</p> <p>事業規模により許可の標準処理期間を見直し、事務処理の迅速化を図ることができれば、建設工事残土及び土砂の搬入が促進される。</p>	<p><b>【現行制度で対応】</b></p> <p>土砂埋立ての許可にあたっては、土木技術の観点からの審査も必要であり、県土整備部局や農林部局に技術的助言を求めている。また、審査の過程で必要に応じて事業者から説明を求めることもあり、審査期間として 60 日が必要である。</p> <p>ただし、小規模の案件については、添付書類、図面が少ないため、実際には3週間程度で許可している。</p> <p>なお、平成 29 年度は 41 件を新規許可しており、その平均処理日数は 22.7 日である。(最短 12 日、最長 51 日)</p>

#### 【参考】許可手続きの主な流れ



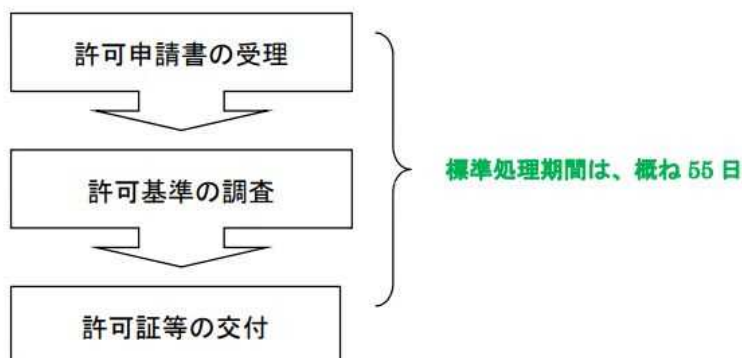
## 議題 4 姫路市開発事業の事業計画の事前申請の簡素化又は撤廃

根拠法令等	(市) 姫路市開発事業における手続及び基準等に関する条例
手続きの内容	
<p>事業者は、行おうとする事業について、条例第 12 条に基づき事業計画事前申請書により市に事前申請を行い、市長は、申請された事業の審査結果(開発事業の該当・非該当)を事業者に通知している。</p> <p>開発事業に該当する旨の通知を受けた事業者は、条例第 13 条に規定される事前協議申請時まで、該当する開発事業の概略計画案を作成し、当該内容に関連する公共施設管理者や関係する機関(公安委員会など)と協議を行う必要がある。</p> <p>この概略計画案に関する協議により、条例施行規則の基準等の適合について確認ができれば、条例第 13 条に基づく事前協議申請を行うことができる。</p>	
論点	
提案者 (県行政書士会)	条例等所管団体 (姫路市)
<p>条例第 13 条に基づく「事前協議の実施」までに事務手続の期間を要しており、開発事業の進捗に支障が生じる場合がある。</p> <p>「事業計画の事前申請(条例第 12 条)」は、その後の「事前協議の実施(条例第 13 条)」と同様の手続であるため、条例 12 条に基づく事前申請の簡素化又は撤廃ができないか。</p> <p>重複する事務手続が簡素化されることにより、開発許可までの期間が短縮され、早期の開発事業の着手が可能となり、事業者の経済的効果が見込まれる。</p>	<p><b>【対応不可】</b></p> <p>《事業計画の事前申請の役割》</p> <p>現行制度では、条例第 12 条に基づく事業計画事前申請により「開発行為に該当する」とされた場合に、第 13 条に基づく事前協議を行うことになる。第 12 条に基づく事前申請は、開発行為の該当、非該当を迅速に判定し、非該当となった事業者の事業促進も図られる。(H29 事前申請件数 770 件、事前協議件数 148 件)</p> <p>また、事業計画の事前申請を義務づけていることは、都市計画法の違反となる事例の減少にも寄与している。</p> <p>《申請の簡素化》</p> <p>事業計画の事前申請時及び、事前協議時に提出を求めている書類について、重複しているものがあるが、事業計画の事前申請時の書類は各 1 部を提出してもらえば良く、事前協議時の書類は、関係機関への提供も必要となるため、必要部数の提出を求めている。</p>
<p><b>【参考】事前申請及び事前協議の流れ (事業者)</b></p> <pre> graph TD     subgraph Developer [事業者]         A[事業計画の事前申請 (条例第 12 条)]         B[大規模開発事業 (条例第 14 条)]         C[事前協議申請 (条例第 13 条)]     end     subgraph City [姫路市]         D[市長 開発事業に該当・非該当及び 事業関係法令等を通知]         E[市長]         F[市長 関係機関等へ書類を配布]         G[関係機関等]     end     A -- "事業計画事前申請書の提出" --&gt; D     D -- "事業計画事前審査通知書による通知" --&gt; A     A -- "5ha 未満" --&gt; C     A -- "5ha 以上" --&gt; B     B -- "大規模開発事業事前届出書の提出" --&gt; E     E -- "必要な指導、助言" --&gt; B     C -- "事前協議申請書の提出" --&gt; F     F --&gt; G     G --&gt; H[合同協議会の開催 または個別協議の実施]     H --&gt; C     </pre>	

## 議題5 風営法に基づく許可申請の現地調査事務処理(期間)の見直し

根拠法令等	(国) 風営営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
手続きの内容	
<p>風俗営業の許可申請する場合、申請内容に係る現地調査が必要となる。</p> <p>申請受付窓口である各警察署では、この現地調査を一括して兵庫県風俗環境浄化協会(兵庫県警察本部内)に委託している。</p> <p>兵庫県風俗環境浄化協会は、申請者と現地調査の日程を調整し、担当の警察署と合同で現地調査を実施する。</p>	
論点	
提案者(県行政書士会)	所管部局(県警生活安全企画課)
<p>兵庫県風俗環境浄化協会は、兵庫県警察本部内(神戸市内)にあり、そのため神戸市より遠隔地に於いて申請書を提出した場合、現地調査までの期間を要し、許可証交付が遅延する。</p> <p>神戸市近郊の地域とそれ以外の地域とを区分するなど、現地調査までの事務処理期間の見直しや、申請書受付窓口(警察署)で現地調査に対応できるような見直しを検討できないか。</p>	<p><b>【現行制度で対応】</b></p> <p>現地調査の日程は、営業所建物や調査対象となる設備等が概ね整った段階で、申請者の要望を踏まえ調整しており、遠隔地であることを理由として現地調査までの期間を要することはない。</p> <p>許可証交付が遅延する主な理由としては、現地調査時に判明した申請書類等の訂正に期間を要した場合や、営業所建物の完成が予定より遅れた場合等が考えられる。</p> <p>現地調査までの事務処理期間の見直しについて、実効性のある現地調査を行うためには営業所建物や設備等の完成が不可欠であるところ、その完成までに要する期間は各営業所によって異なることから、一律に設定することは困難である。</p> <p>なお、平成30年1月から10月までの処理件数は104件、平均処理日数は52.6日となっている。(神戸市内:53.4日、神戸市以外:48.3日)</p> <p>また、申請書受付窓口(警察署)での現地調査について、現地調査には専門的な知識が求められ調査事項も多いことから、適正かつ速やかな調査の実施を図るため、警察署の担当者と共に浄化協会が連携して行っているところである。</p>

### 【参考】◎ 許可申請手続きの流れ



(出典 県警ホームページ)



議題6 市町が発行する身分証明書(禁治産等の宣告の通知、破産に関する通知等)の手数料の軽減

根拠法令等	(市町) 手数料条例等	
手続きの内容		
<p>禁治産・準禁治産の宣告の通知や後見の登記の通知等は、本籍地の市町長が、本人からの請求により禁治産・準禁治産・後見及び、破産に関する証明(身分証明)を発行している。</p> <p>発行に関する手数料等は、各自治体が条例等で定めており、県下で統一的な取り扱いはされていない。</p>		
論点		
提案者 (県行政書士会)	所管部局 (県広域調整課)	
<p>「禁治産・準禁治産の宣告の通知、後見の登記の通知」と「破産に関する通知」が別項目とされ、それぞれに手数料が発生する自治体があり、これらを一体的に証明している自治体に比べて割高となっている。</p> <p>禁治産宣告、準禁治産宣告、後見の登記、破産宣告の通知を受けていないことを一体で証明し、手数料を一律とすれば申請者の負担軽減につながるのではないか。</p>	<p><b>【対応不可】</b></p> <p>市町長が行う身分証明に係る事務は、法律による根拠がなく、それぞれの自治体の判断により慣行的に行われているものである。</p> <p>この証明に当たっては、その取り扱いについて県下で統一の方針を示すことは困難である。</p>	
<p><b>【参考】</b></p> <p>「禁治産・準禁治産の宣告の通知、後見の登記の通知」と「破産に関する通知」を一体で証明していない県内市町</p> <p>神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、相生市、赤穂市、宝塚市、川西市、小野市、三田市、加西市、加東市、猪名川町 (14市町)</p> <p style="text-align: right;">※広域調整課調査</p>		

議題7 福祉のまちづくり条例に基づく適合審査権限の市町からの引き上げ

根拠法令等	(県) 福祉のまちづくり条例等
手続きの内容	
<p>「福祉のまちづくり条例」施行時(平成 5 年)に、建築物のバリアフリー化の基準適合に係る審査が市町へ事務委任されていたが、「知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例」施行(平成 11 年)により、市町にその事務が移譲された。</p> <p>一定規模以上の建築行為等にあつては、福祉のまちづくり条例を改正し、平成 23 年から条例に基づく特定施設整備基準の実効性の向上を図るため、バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準への適合義務の制度を活用し、建築確認に併せて審査している。</p> <p>当該規模未満の場合等は福祉のまちづくり条例に基づく市町への届出が必要となり、市町が審査を行う。</p> <p>このことにより、建築確認時の審査では建築主事又は指定確認検査機関での審査、一定規模未満の場合は市町での審査となっている。</p>	
論点	
提案者 (たつの市)	所管部局 (都市政策課)
<p>「知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例」により市町に移譲している事務のうち、「福祉のまちづくり条例等に基づく事務」を廃止し、全ての建築行為及び規模について、福祉のまちづくり条例に基づき建築主事又は指定確認検査機関が建築確認(バリアフリー法、建築基準法等に基づく)と連動して審査等を行うようにしてはどうか。</p> <p>一元的な事案の管理が可能となることで、統一的な指導を行うことができる。</p>	<p><b>【対応不可】</b></p> <p>身近な市町で事務手続きを行うことで事業者の負担が軽減されるとともに、地元の施設利用者のニーズを適切に反映した指導ができるとの観点から、市町との合意の基に事務を移譲してきた。</p> <p>一方で、平成 23 年からは一定規模以上の建築行為等について、バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準への適合審査を、建築主事又は指定確認検査機関が建築確認の中で行うこととした。これにより、審査の多くは建築確認と併せて実施されることとなり、一定規模未満の増築等については従来どおり市町への届出ではあるが、市町の負担軽減を図っている。</p> <p>また、①同種の物件で規模が異なることで審査機関が異なる場合や、②同一の物件で当初の計画と増築時の計画で審査機関が異なる場合であっても、統一的な審査が行われるように解説や手引きを作成しており、指導内容が変わることはない。</p> <p>以上のことから、事業者の事務手続き負担が増加する県への事務引き上げ及び建築確認制度との連動には対応できない。</p>

## 3 国の法令等による規制に関する事項 4 項目（4 件）

	提案事項	提案者	所管部局	規制の内容	具体の支障事例等	所管部局の考え方
(1)	建築基準法改正に伴う用途変更の際の届け出の義務化 【建築基準法・建築基準法施行令】	兵庫県建築士会	県建築指導課	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築基準法改正案では、用途変更に伴い建築確認が必要となる規模の上限が100㎡から200㎡に緩和される。</li> <li>また、延面積200㎡未満かつ3階以下の用途変更では、迅速に避難できることを前提に耐火建築物等とすることが不要となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>延面積200㎡未満は建築確認が不要となることから、不適切な建築行為を防ぐためには、小規模建築物の用途変更に対して届出義務を課すなど、安全安心な建築物を担保するための規制が必要である。</li> </ul>	<p><b>対応不可</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該緩和は、建築主の負担が軽減される手続の合理化であり、それ以外の法体系は変更されていないことや200㎡以下の場合には避難が容易であり人命への危険性が低いことなどから、法の合理化は妥当であると考ええる。</li> <li>建築士法で建築士の関与が必要とされない場合であっても、建築主等には建築基準法への適合義務がある。そのため、専門知識を有しない者は建築士等に設計を依頼することになり、届出の要否にかかわらず、これまでどおりの建築士の適切な業務執行により、安全安心な建築物が担保される。</li> <li>また、特定行政庁では、建築確認の要否や建築士の関与の有無に関わらず、特定行政庁と建築士や建築業者等を会員とした兵庫県建築物安全安心推進協議会において、違反建築物への対策等を推進し、消費者への法制度等の普及啓発、パトロールによる監視などを行い、建築物の安全性確保のための取組を推進している。</li> </ul>
(2)	小規模建築物を宿泊施設とする場合の取扱いの柔軟化 【建築基準法・建築基準法施行令】	兵庫県建築士会	県建築指導課	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存建物を活用して宿泊施設とする場合には、建築基準法上の用途変更(住宅→ホテル・旅館)の手続きが必要になり、内装等設備の法適合が求められる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>空き家活用促進のため、民家などを宿泊施設とする場合、民泊新法より厳しい防火安全対策と避難等の運営方法が示された2階建てまでの建物については、住宅からホテル・旅館への用途変更を不要とするべき。</li> </ul>	<p><b>対応不可</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>宿泊施設は、特定の者が居住するのではなく、不特定の者が宿泊する観点から、建築確認制度により、内装制限等の法基準への適合が当然に求められる。</li> <li>建築基準法では、防火安全対策等のソフト対策により安全性を確保することができるとする規定はなく、十分に安全確保の検証ができないソフト対策だけでは宿泊施設の安全性が担保できない。これらのことから、防火安全対策等のソフト対策のみをもって、用途変更を不要とすることは、適当ではない。</li> </ul>
(3)	企業立地を促進するための農業振興地域除外要件の緩和 【農業振興地域の整備に関する法律】		県産業立地室、総合農政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業振興地域の整備に関する法律(農振法)に基づき知事が指定する農業振興地域のうち、将来的に農用地等として保全すべき土地を市町長が農用地区域として設定しており、この区域では開発が規制され農地の転用も制限されている。</li> <li>農用地区域からの除外については、農振法第13条第2項により、①農用地区域以外に代替する土地がないこと、②農用地の効率的・総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと、③担い手に対する利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと、④農用地等の保全や利用上必要な施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと、⑤土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度から8年が経過していること、が定められている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域創生を推進する観点から、地域の企業立地ニーズに対応した土地利用を図る場合においても、農用地等の利用調整に必要な条件が厳しいために農地転用が困難な状況にある。</li> <li>特に「土地改良事業完了後8年を経過すること」等の農用地区域の除外にかかる規制がネックになり、用地確保ができないケースがあるため、農用地区域の除外に関する規制を緩和するよう求める。</li> </ul>	<p><b>国へ提案を検討</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域未来投資促進法及び農村産業法の制定により、用排水路の整備等を行って8年経過していなくても、当該用排水路の受益農地については、市町が定める計画に基づき農用地からの除外ができるよう一定緩和されたものの、企業立地は大規模な面的開発を伴うため、現行の緩和措置だけでは企業立地ニーズに対応することは困難である。</li> <li>今後は、区画整理、農用地の造成等の面的整備完了後8年を経過していない土地に関しても、同様に農用地区域から除外できるようにするなど、農用地区域の除外要件の弾力的な運用について、国へ要望する。</li> </ul>
(4)	六甲山における建築物等の新築、改築、増築等に関する各法規制の緩和 【自然公園法、都市計画法等】		県地域遺産課等	<ul style="list-style-type: none"> <li>六甲山エリアにおける建築・開発等に関しては、以下のような規制がある。 (自然公園法) 建築物等の新築、改築、増築の際の高さ、建ぺい率、容積率等の制限等 (都市計画法) 建築物の新築、改築、用途変更等を目的とする開発行為の制限等 (建築基準法) 建築物の接道用件や道路斜線の形態に関する制限等 この他、砂防法、森林法等による基準も対象となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>六甲山には、自然公園法、都市計画法等の法律に加え、神戸市の風致条例等、複数の法規制が重層的に関わっており、当該地区の開発等を希望する事業者等にもわかりにくくなっている。</li> <li>そのため、これらの規制がネックとなり六甲山地域の土地利用が進みにくい状況にある。</li> </ul>	<p><b>今後の対応を検討</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在、六甲山再生委員会において、六甲山ランドデザインの策定に向け議論が進められている。</li> <li>当該委員会の中で、どの規制をどのように緩和し、民間整備の誘導を図っていくのか等について議論が進められ、平成31年2月の委員会でも方向性が示される予定である。結果については当会議で報告する。</li> </ul>

## 4 第2回会議で継続審議となった事項等 7項目(10件)

	提案事項	規制の内容	具体の支障事例等	第2回会議時の所管部局の考え方	第2回会議の審議結果	所管部局の対応方針
(1)	地域イベントにおける飲食店等の臨時出店の取扱範囲 [提案者] 佐用町商工会等 [所管部局] 県生活衛生課	食品の安全性を確保し、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、県の「臨時的食品取扱要領」により、各種イベント等で営業と認められない範囲で食品を提供等する行為の頻度を「1年に1回かつその日数が連続して3日以内」と規定。この範囲を超えて要許可業種の出店を行う場合には、露店営業の許可が必要。	子供会等のイベントで三大祭りに露店(飲食店)を出す際、「1年に1回かつ連続して3日以内(臨時の出店)」を超える場合は、露店営業許可が必要となるが、取得費用16,000円の負担や、事前の鉄板等調理器具の検査などが実務上困難である。	【対応を検討】 ・「臨時的食品取扱要領」では、反復継続性から明らかに営業とは見なさない範囲を示しているに過ぎず、その範囲を超えた場合に許可を要するか否かは、個別に判断すべきところであるが、露店営業者を厳格に取り締まるため、現在、食品衛生法による許可対象の判断基準として実質、運用されている。 ・提案を受けて、臨時出店として取り扱う範囲が、上記運用を踏まえ妥当なものとなるよう検討する。	営業とみなさない範囲の基準等の明確化を検討し、明確化が難しい場合は具体の例示ができないか検討を行うこと。	【対応を検討】 ・業に当たらない基準を例示し、例示に合わないものは個別協議とすることにより、数字で一律に線引きをする現行の基準を見なおす。 ・12月6日実施の食品安全専門官会議で、業に当たらないケースとして例示できる事案の収集を行う。 ・新たな基準は、検討結果を次回会議で報告のうえ、平成31年4月の施行を予定し、それまでの間、各健康福祉事務所への周知を行っていく。
(2)	夜間、休日の工事規制及び交通誘導員の配置基準 [提案者] 佐用町 [所管部局] 県警交通規制課	道路交通法により、道路工事等を行う際には、当該行為に係る場所を管轄する警察署長の許可が必要。 また、許可をする場合に必要があると認めるときは、所轄警察署長は、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、個別具体的な内容(申請内容、当該道路の状況等)に応じて、必要な条件を付することが可能。	管路埋設工事では、夜間に規制解除するため当日夕に仮舗装を行い、翌朝にその舗装を撤去し工事を行い、また夕方に埋戻し仮舗装している。 また夜間に片側車線に作業帯を残し片側交互通行で規制を行う場合は、道路種別、交通量の大小に関わらず交通誘導員の配置が必要。簡易信号機のみによる交互通行の誘導等を、実情に合わせて行いたい。	【現行制度で対応】 ・道路使用の許可に際して付される条件は画一的なものではなく、個々の行為の内容、交通流量等交通環境に応じて、道路の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要な範囲で所管警察署長が付している。	許可基準等の明確化を検討し、明確化が難しい場合は具体の例示ができないか検討を行うこと。	【対応を検討】 ・申請の参考となるよう許可基準例を掲載した内部規程を県警ホームページに公開する。 ・道路使用許可は、行おうとする行為の内容、場所、道路環境によって条件等が異なるため、具体的例示は難しいが、申請時の参考となるよう県警ホームページ上のQ&Aの内容を充実させる。
(3)	道路使用許可申請の包括申請による許可圏 [提案者] 宍粟市商工会 [所管部局] 県警交通規制課	道路交通法により、場所を移動しないで、道路に露店、屋台店等を出そうとする者は、管轄の警察署長の許可が必要。 露店等の出店を、一つの行為として取り扱うかどうかは、行為の主体、目的、時間、場所等が客観的に一体として捉えられ、一体として捉えて許可を与えても交通の安全と円滑な確保に必要な管理ができるものであるかどうかで判断。	商店街を通行止めにして、軽トラ市(軽トラ等の荷台に商品を積んで路上で販売)を企画した際、イベント主催団体が一本にまとめた申請(道路使用許可2,000円)にて交渉したが、軽トラック1台ごとの申請が必要だった。 主催者団体が取り纏めて一本の申請で対応できるよう、イベント時における道路使用許可申請の手続き等の簡略化ができないか。	【現行制度で対応】 ・複数の店舗等の出店の道路使用許可は、警察庁通達(平成23年7月4日警察庁丁規発第102号)に基づき、当該露店等の運営全般が一の運営団体の管理及び責任の下で一体として運営されている実態があるときは全体として一つの行為として取扱うことが可能であり、申請者の要望に応じ許可を一括化している。 ・一つの行為として取扱うかどうかは行為の主体、目的、時間、場所、方法及び態様を勘案して全体として一つのイベント等を評価し得るかどうかで判断している。	許可基準等の明確化を検討し、明確化が難しい場合は具体の例示ができないか検討を行うこと。	【対応を検討】 ・申請の参考となるよう許可基準例を掲載した内部規程を県警ホームページに公開する。 ・道路使用許可は、行おうとする行為の内容、場所、道路環境によって条件等が異なるため、具体的例示は難しいが、申請時の参考となるよう県警ホームページ上のQ&Aの内容を充実させる。
(4)	長屋で階数が3以下の木造建築物のCLT採用による構造制限 [提案者] 兵庫県建設業協会 [所管部局] 県建築指導課	都市計画区域内に木造の長屋を建築する際には、①主要構造部である柱又ははり、木造であるものは、地階を除く階数を2以下としなければならない、②準耐火建築物等の長屋にあつては、3以下としなければならないとし、その階数を制限。 なお、耐火建築物としたものは階数の制限はない。	CLTは、構造材即仕上げ材となり得ることから、建築工期が短縮でき、災害時等にも早急に対応できる。 長屋を、CLTを使用して建築する際には、屋根・外壁を不燃材で仕上げているのであれば、準耐火建築物にしなくても階数が3以下であれば建築可能としてはどうか。	【現行制度で対応】 ・長屋については、複数の住戸が集合し多数の者が居住することから、火災発生時の安全性確保のため、一戸建て住宅よりも耐火性能を高める必要がある。 ・外壁及び軒裏を不燃材料で仕上げるのみでは、内部からの火災への耐火等性能が欠けており、準耐火建築物とはならない。例えCLT材を使用していたとしても、耐火性能の面で、その他の木材とは差異がないため、準耐火建築物の要件を満たすものではない。	他府県の状況と比較した上で、兵庫県として、木造全般、とりわけ長屋の基準が現状で良いかどうかの検証を行うこと。	【見直しを検討】 ・他府県の状況として、大阪府には木造長屋を制限する条例はないが、都市計画で防火地域等を設定しており、都市計画区域に占める防火・準防火地域の割合が突出して多く(大阪府約27%、本県約2%)、都市計画により規制を行っている状況にある。本県では、長屋は複数の住戸を有し、共同住宅に準じて防火上等の危険性が高いことから、防火地域等の指定のないところにおいても在館者の安全を確保するため、規制の対象としている。 ・本県の木造長屋に対する構造制限については、平成30年6月(平成31年6月施行予定)の建築基準法改正により、耐火建築物等とすべき基準が緩和されたことも踏まえ、見直しを検討し、次回会議で報告する。 ・なお、特定行政庁の許可を受けた仮設建築物に対しては、木造長屋の階数制限等は適用されないため、災害時の仮設住宅等は制限の対象外となる。

	提案事項	規制の内容	具体の支障事例等	第2回会議時の所管部局の考え方	第2回会議の審議結果	所管部局の対応方針
(5)	古民家の改修等に係る規制緩和 [提案者] 兵庫県建築士会 [所管部局] 県建築指導課	自動式スプリンクラー等設置部分は床面積 200 m <sup>2</sup> 以内まで防火構造の制限が緩和される(未設置の場合は 100 m <sup>2</sup> 以内)が、扉など建具は防火設備とすることが必要。 排煙設備の煙が接する部分は不燃材料とすることが必要。	自動式スプリンクラーを設置しても扉などの建具に防火設備が求められるため、古民家改修の際には見た目の問題がある。 排煙設備の煙が接する部分となる木製窓をアルミサッシ等に交換する必要があるが、古民家の風情が失われる。	【対応不可】 ・規模の大きな古民家は、安全面から適切な防火対策が必要であり、見た目の問題による緩和は妥当ではない。 ・排煙設備は火災時の煙を屋外に排出し、円滑な避難のために設置されるものであり、十分な機能を発揮することが求められる。見た目の問題による緩和は妥当ではない。	建築技術者の工夫等により現行規制の中で見た目等の課題に対応できている例を示すこと。 また、古民家において、扉が防火扉でなければならない理由について整理を行うこと。	【現行制度で対応】 ・見た目の課題は、国土交通大臣認定製品として性能が確認された不燃木材など、部材の工夫により対応が可能である。 ・不特定多数が利用する建築物については、火災時に建築物内の人々が火災の拡大するまでに安全に避難できるように、防火上主要な間仕切壁の設置が必要である。ただし、代替措置により緩和することができる。 ＜代替措置1＞小規模で、各居室に煙感知式の住宅用防災報知設備又等が設けられ、各居室から直接屋外等に避難ができる場合、防火扉の設置不要。(大抵の古民家が該当) ＜代替措置2-1＞自動スプリンクラー設備を設置した場合で、各階の床面積が 200 m <sup>2</sup> 以下であれば、防火扉等による区画は不要(多くの古民家が該当) ＜代替措置2-2＞自動スプリンクラー設備を設置した場合。ただし、その階の床面積が 200 m <sup>2</sup> を超える場合は、火災時に在館者が火災拡大までに安全に避難できるようにするため、防火扉等による区画が必要
(6)	収入証紙による手数料納付の方法 [提案者] 兵庫県行政書士会 [所管部局] 県出納局会計課	許認可申請の際に必要な手数料の大部分は、申請者が指定された売り捌き所で購入し、収入証紙を貼付して申請。	売り捌き所の所在、取り扱い券種、営業時間が限られており、県民が売り捌き所の都合に合わせて購入できない。 収入証紙条例を廃止し、手数料納付方法を現金、銀行振込、コンビニエンスストアでの納付など、利便性の高い方法に改めてはどうか	【(廃止については)対応不可】 ・証紙売りさばき所は、県内に 569 箇所設置され、庁舎の近隣にも設置されているため、窓口に来所する申請者の利便性は確保できている。また、免許申請等を郵送で行う申請者には、郵送による売りさばきにも対応し、利便性を確保している。 ・収入証紙は、申請時点で手数料が納付されるため、未収が発生しない利点がある。収入証紙を廃止した場合、確実な収入を担保できなくなり、未収金回収事務が発生するほか、現金収納の場合は窓口職員による現金亡失リスクも発生する。銀行振込、コンビニ納付の場合は、事前に納入通知書の送付のほか、コンビニ納付には手数料1件当たり 60 円(自動車税)も必要となるなど、新たな課題が生じる。 ・今後も、ICTや決済手段の進歩の動向を注視し、手数料の確実な収納に加え、県民の利便性、導入に要する経費等を考慮して、多様な収納機会の確保に努める。	現行の証紙の仕組み、コンビニでの証紙の販売、ネット決済、現金収納等について、それぞれどのくらいコストやデメリットがあるのかについて、検討を行うこと。	【現行制度で対応】 ・手数料の納付方法は、①証紙、②現金、③銀行やコンビニでの振込、④電子収納、があるが、メリット・デメリット(現金亡失リスク、システム構築経費、手数料負担等)を踏まえると、証紙納付が最も望ましい。 ・特に県は、窓口での対面申請が約9割であり、窓口庁舎内又は近傍で証紙を販売すれば、利便性は確保できる(総合・集合庁舎内 12/16、200m以内 3/16)。 ・コンビニでの販売は、販売枚数が少ないため、応じる店舗は少ない(現行は入学考査料用に高校が依頼した2店舗)(年間販売額約 150 万円、年間手数料収入約 5 万円)。 ・なお、申請自体の電子化に合わせ、できるものから電子収納の導入を促す。(県では平成 18 年度から一部手数料で申請の電子化を行っているが、個人認証にICカードリーダ等が必要なことから、利用が低調で定着していない。) ・今後も、証紙納付を継続するに当たり、利用者の利便性向上のため、申請窓口のある庁舎内又はできるだけ近傍(コンビニ等を含む)での販売や、郵送販売の周知を積極的に推進する。
(7)	納税証明書交付請求書への申請者の押印 [提案者] 兵庫県行政書士会 [所管部局] 県税務課	「納税証明書交付請求書」や「自動車税納税証明書交付請求書」に、申請者の押印が必要。	申請時に本人確認書類の提示を行うため、自署であれば押印の必要性は低く、各種申請書について「記名押印に代えて自署」とする事例も増えている。 自署でも可とする取り扱いにより、申請者の負担軽減につながる。	【周知方法を検討】 ・「納税証明書交付請求書」の納税義務者欄及び「自動車税納税証明書交付請求書」の所有者又は使用者欄に印の記載があり、様式上で押印を求めているが、実務上の取り扱いでは、請求者が個人であるときは、請求者の押印がない場合でも、身分証明書によって請求者本人であると認められるものについては、納税証明書を交付しても差し支えないとしている。 ・この旨を管理事務処理要綱に定め、県税事務所職員に周知しているが、県民への周知方法について検討する。	本人確認ができる場合には、押印が不要であることが明確になるよう、様式の見直しを検討すること。	【見直し】 ・納税証明書交付請求書の様式を変更した。